

「被災中小企業復興支援リース補助事業」
新規申請受付期限（本年5月31日）および今後の対応について

2018年5月29日
日本商工会議所

1. 新規申請受付期限にかかる取扱い

- 補助金交付の対象は、
- ①本年（2018年）3月31日までに締結したリース契約（契約締結日が同年3月31日までの契約）であること
 - ②上記①のリース契約に基づくリース物件の借受日（＝リース開始日）が、本年（2018年）5月31日までであること
- の両方を満たすリース契約。
- 日本商工会議所への申請書類一式の提出は「本年（2018年）5月31日まで」。
- 申請書類到着後、順次、日本商工会議所において、交付決定に向けた審査を実施。その過程で、不備・不足等がある場合には、基本的に、登録いただいている連絡担当者宛てに、Eメールで修正・追加提出等の依頼を行う。
- ＊日本商工会議所からの連絡後、速やかに、修正・追加提出等のご対応をお願いします（**最終的に、6月29日（金）までを目途に、交付決定を出し終える予定**）。
- ＊今年度（2018年4月以降）、交付決定した案件にかかる補助金の交付（日本商工会議所から該当指定リース事業者への振込）は、**本年7月31日（火）の予定**。

2. 既交付決定案件の変更にかかる手続き

- 既交付決定案件に交付決定内容の変更があった場合には、「様式7-1」（交付決定内容変更申請書）および添付書類を日本商工会議所に提出いただくことになっている。
- ＊変更の内容により、交付済み補助金の一部または全部の返還をいただくケースあり。
- また、制度上、リース期間中の補助対象リース料の増額により補助金追加交付となる場合もあるが、**補助金追加交付をとまなう変更の場合は、本年（2018年）5月31日までの変更契約締結で、かつ、5月31日<最終日消印有効>までの申請分のみ追加交付の対象。以後も変更申請手続きは必要だが、補助金の追加交付は行われぬ。**
- 新規申請への対応終了後も、引き続き、変更手続きへの対応業務は、最後まで日本商工会議所で行う**（「変更承諾書」「交付決定取消通知書」および「補助金返還命令書」の発出や、当該指定リース事業者からの補助金返還先も日本商工会議所）。

3. 今後のスケジュール（予定）

- 2018年5月31日 ・ **新規申請受付期限**
- ・既交付決定案件にかかる補助対象リース料増額の変更申請については、5月31日までの変更契約締結、かつ、5月31日までの変更申請提出分<最終日消印有効>が補助金追加交付の対象
- 7月31日 ・ **日本商工会議所から指定リース事業者への最後の補助金交付（振込）**
- ＊2018年4月以降の交付決定分（追加交付分を含む）が対象

- 8～9月頃 ・交付決定実績のある全指定リース事業者に対し、個別に、交付決定案件リスト（一覧表）を作成のうえ送付
 ＊以後の交付決定済み案件の管理の際のご参考用として
- 11月頃までに ・復興リース補助事業特設WEBサイト（一般向けサイト、指定リース事業者専用サイト）の閉鎖（終了）⇒交付規程、様式（変更申請）等について、日本商工会議所ホームページ（<https://www.jcci.or.jp/>）に移設のうえ掲載【後日、詳細をご連絡します】
- (11月下旬予定) ・日本商工会議所事務所の移転（現在の仮事務所から建て替え後のビルへ）【後日、詳細をご連絡します】
- 年末までに ・日本商工会議所における「被災中小企業復興支援リース補助事業」（経済産業省補助事業）の終了【引き続き、交付決定案件の全件リース契約終了まで、日本商工会議所において、変更手続き等の対応業務を継続します（同補助事業の終了後、指定リース事業者から返還を受けた補助金は、日本商工会議所から国庫へ返納）】

4. 経済産業省から指定リース事業者に対する「指定」の期限について

- 経済産業省から指定リース事業者申請を行ったリース会社に対する通知書（指定リース事業者審査結果通知書）において、「指定」の有効期間は、「補助金を受けたリース契約が継続する間」となっており、この間、
- ①毎期、貸借対照表及び決算報告書等の事業報告書を作成後速やかに経済産業省に提出すること
 - ②指定リース事業者に事情の変更（＝合併、解散等の組織の変動、又は会社運営における重要な事象の発生）が生じた際は、速やかに「指定リース事業者事情変更届出書」を経済産業省に提出すること
- とされている。
- 日本商工会議所における「被災中小企業復興支援リース補助事業」（経済産業省補助事業）の終了時（※本年（2018年）11～12月予定）以降、以下により、順次、「指定」が終了となる。
- < 1 > 補助金交付決定を受けたリース契約が無い指定リース事業者：
 ⇒日本商工会議所における「被災中小企業復興支援リース補助事業」の終了をもって「指定」終了
- < 2 > 補助金交付決定を受けたリース契約が、「被災中小企業復興支援リース補助事業」の終了時点で、すべてリース期間満了（注）している指定リース事業者：
 ⇒日本商工会議所における「被災中小企業復興支援リース補助事業」の終了をもって「指定」終了
- < 3 > 補助金交付決定を受けたリース契約が、「被災中小企業復興支援リース補助事業」の終了後も、1件以上、リース期間が継続する指定リース事業者：
 ⇒補助対象リース契約がすべてリース期間満了（注）となる時点で「指定」終了
- （注）「リース期間満了」は、「リース期間中に、当該リース契約の中途解約や、リース

物件の設置場所の対象地区外への移転等により、満了前の交付決定取消が生じた場合は、その変更手続きの完了」と読み替える。

なお、「変更手続きの完了」時点とは、

①補助金の返還をともなわないケースは、日本商工会議所から「変更承諾書（様式7-2）」を交付した時点

②補助金の返還をともなうケースは、日本商工会議所からの「返還命令書（様式12）」に基づき日本商工会議所に返還（振込）を行った後、日本商工会議所による国庫返納手続きが完了した時点

を意味する。

*上記②の案件が当該指定リース事業者における最後の案件となる場合、国庫返納手続き完了した際、その旨を日本商工会議所から当該指定リース事業者にお知らせします。

5. 指定リース事業者における書類等の保存義務の期限等

- 「被災中小企業復興支援リース補助事業補助金交付規程」第14条において、
「指定リース事業者は、(中略)第7条第1項の規定による交付決定を受けたリース契約に係るリース契約関係書類をリース期間が満了するまで保存しなければならない。」
と定められている。このため、当補助金との関係では、個々の交付決定済みリース契約の関係書類は、それぞれ、リース期間満了（リース期間満了前に中途解約等があった場合は、変更手続き完了時）までが保存義務期間であり、その後は廃棄処分等が可能。

*なお、日本商工会議所においては、当補助事業全体に関する書類の保存義務が、「事業終了年度末から5年間（=2024年3月31日まで）、ただし、2024年4月1日以降もリース期間が継続する補助対象リース契約についてはリース期間満了まで」とされており、この、日本商工会議所における書類保管義務期間満了まで、日本商工会議所において、経済産業省や会計検査院等による調査等を受ける可能性がある。

⇒仮に、万が一、日本商工会議所への調査等が実施されとした場合、日本商工会議所が保存する書類等により対応することになりますが、場合によっては、該当する指定リース事業者へ個別ご相談させていただく可能性もあり得ること、何卒お含み置きください。

以 上